

山口県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 山口県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の対象者は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、介護ロボットの購入又はレンタル、リースに係る経費とし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

- (1) 保険料
- (2) 機器のメンテナンスに要する経費
- (3) 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの
- (4) 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
- (5) その他本事業として適当と認められない経費

(事業内容)

第4条 介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボットを導入する介護サービス事業者で、交付要綱による補助を希望する者は、「介護ロボット導入計画書」（別紙）を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

- 2 県は、「介護ロボット導入計画書」を審査の上、予算の範囲内で交付の内示をするものとする。内示を受けた介護サービス事業者は、交付要綱に規定する補助金交付申請書を提出するものとする。
- 3 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。
- 4 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料金を限度とする。
- 5 補助金の交付決定を受け、介護ロボットを導入した介護サービス事業者は、介護サービス事業所において、当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、県へ報告するものとする。
- 6 県に提出された介護ロボット導入計画書及び介護ロボット使用状況報告書については、県のホームページ等により他の介護サービス事業者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行する。

別表

介護サービスの区分	交付の対象者
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
	特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
	認知症対応型共同生活介護
在宅系サービス	通所介護（地域密着型を含む）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	認知症対応型通所介護